

令和7年度富山市立古沢小学校
いじめ防止基本方針

(39) 富山市立古沢小学校

目 次

1 古沢小学校いじめ防止基本方針について	2
(1) 目的	2
(2) 基本理念	2
2 本校のいじめの実態と課題について	2
(1) 本校の実態	2
(2) 本校の課題	2
3 いじめ問題への対応について	3
(1) いじめの防止のための取組	3
(2) いじめの早期発見のための取組	4
(3) いじめが起きたときの対応	4
4 重大事態への対応について	10
(1) 重大事態とは	10
(2) 重大事態の対応についての留意事項	10

1 古沢小学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

富山市立古沢小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「富山市立古沢小学校いじめ防止基本方針」を策定しています。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策はいじめが全ての子供にかかわる問題であるという認識に立ち、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子供が十分に理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- ・日頃の児童観察から気になる事例が見られたときは、すぐにケース会議を開き、対応策を共通理解し、保護者とも連携して対応に当たっています。
- ・本校は、保育所から同じメンバーであり学級の児童が少人数であることから、温かい人間関係を築きやすい半面、人間関係や互いの見方が固定化しやすいことも考えられます。一人一人のよきを認め合い、どの子供にとっても学校が楽しい場となるように尽力し、いじめの認定についても適切に判断していきたいと考えています。
- ・パソコンやゲーム機を用いた通信機能の使い方等、ネットモラルについて、機会を捉えて継続的に指導し、いじめや問題行動の早期発見に努めています。

(2) 本校の課題

- ・いじめにつながる行為は、いつ、どこで起こるか分からないので、全職員で全児童を見守る意識をもち、未然防止の指導の充実に努める必要があります。
- ・学級内で自分らしさを發揮できるよう配慮したり、互いのよさを認め合い、自己有用感を育むような取組を工夫したりする必要があります。
- ・冷やかしやからかい、直接の悪口等、言語環境に留意した教育活動、人権意識を高め、差別やいじめの芽の未然防止・早期発見に努める必要があります。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止のための取組

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学級・学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるように努めます。
- ・道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、子供の社会性を育み、「いじめをしない、させない、許さない」態度の育成に努めます。
- ・一人一人を大切にした「分かる」「できる」を実感できる授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。また、望ましい集団活動を通して所属感や連帯感がもてる集団づくりを進めます。
- ・子供がいじめの問題について学び、子供自らがいじめの防止を訴えるような取組を推進します。
- ・いじめにつながりやすい感情を押さえるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努めます。
- ・いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で情報交換や共通理解に努め、未然防止に取り組みます。
- ・インターネット等の情報機器の使用に当たり、よりよい人間関係やコミュニケーションが図れるよう、呉羽地区小中学校共通の取組や情報モラル教育を推進します。
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期

的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、隨時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努めます。

※参照 9 P 【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・休み時間や放課後の子供の様子、連絡帳や日記等での子供との日常のやりとり、個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高く子供たちを見守ります。日常の言葉遣いや会話にも十分注意を払っていきます。
- ・ささいないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組みます。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、子供が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努めます。
- ・子供や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努めます。

(3) いじめが起きたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、すぐその場でその行為を止めます。
- ・子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保します。
- ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応します。

※参照① 6 P 【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

② 7 P 【表1 いじめ対策委員会】

③ 8 P 【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

- ・速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、市教育委員会に報告し、いじめられた子供といじめた子供それぞれの保護者に連絡します。
- ・犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応します。
- ・いじめられた子供とその保護者へは次のような支援を行います。
ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子供の安全を確保します。

イ 必要に応じ、いじめた子供を別室で指導すること等で、いじめられた子供が落ち着いて教育を受けられるようにします。

ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組みます。

・いじめた子供とその保護者へは次のように指導・助言を行います。

ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努めます。

イ 保護者にいじめの事実を伝え理解を得て、連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。

ウ いじめた子供へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。

エ いじめの背景にも目を向け、いじめた子供のプライバシーには十分に留意した対応を行います。

オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子供の健全な成長を促すことを目的に行います。

・いじめが起きた集団の子供に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、その中で同調していた子供に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てます。

・謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続けます。

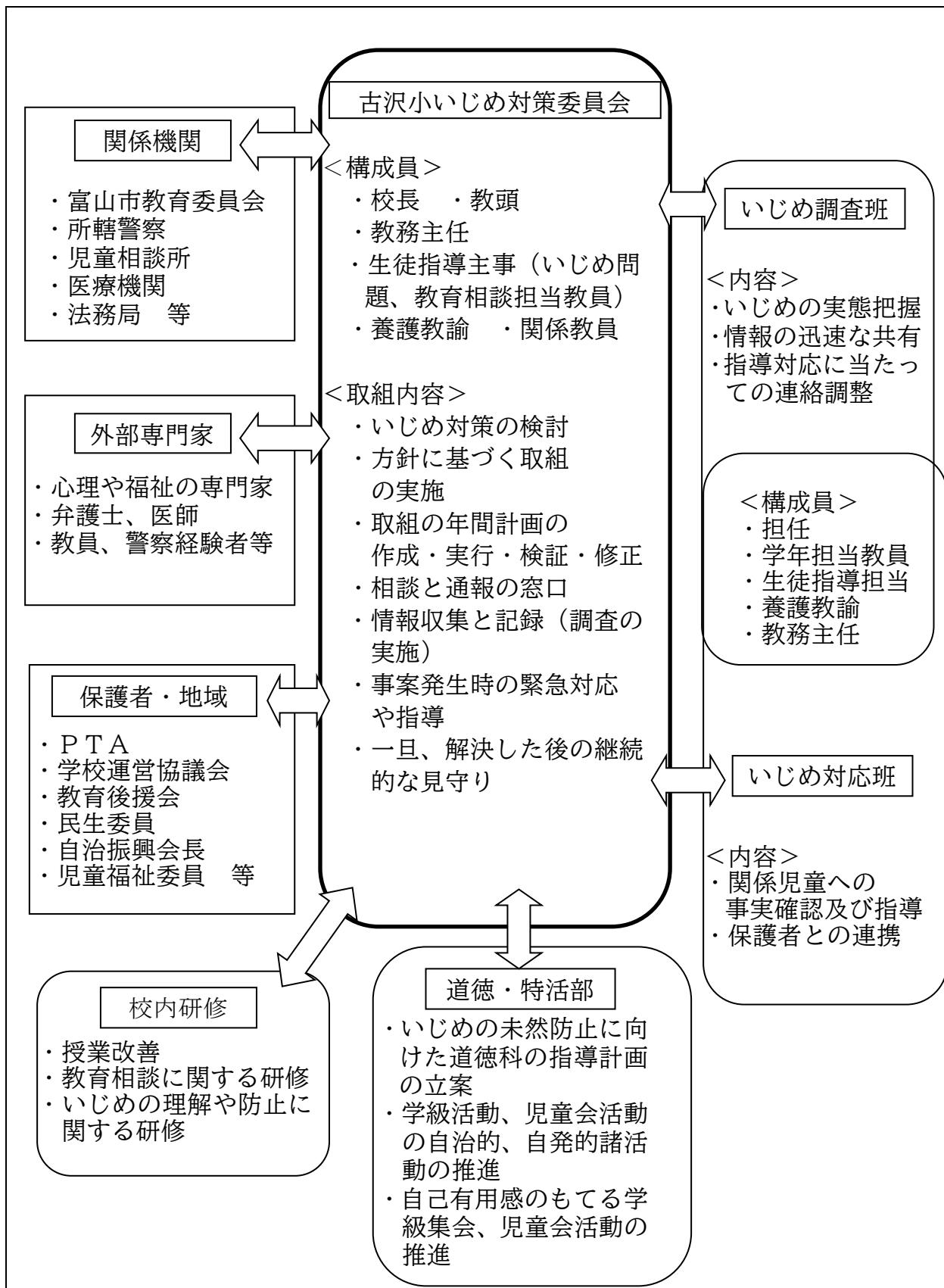
・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応をします。

・ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知します。

・ネット上でのいじめ対策として、児童の実態に応じ保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努めます。

・いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

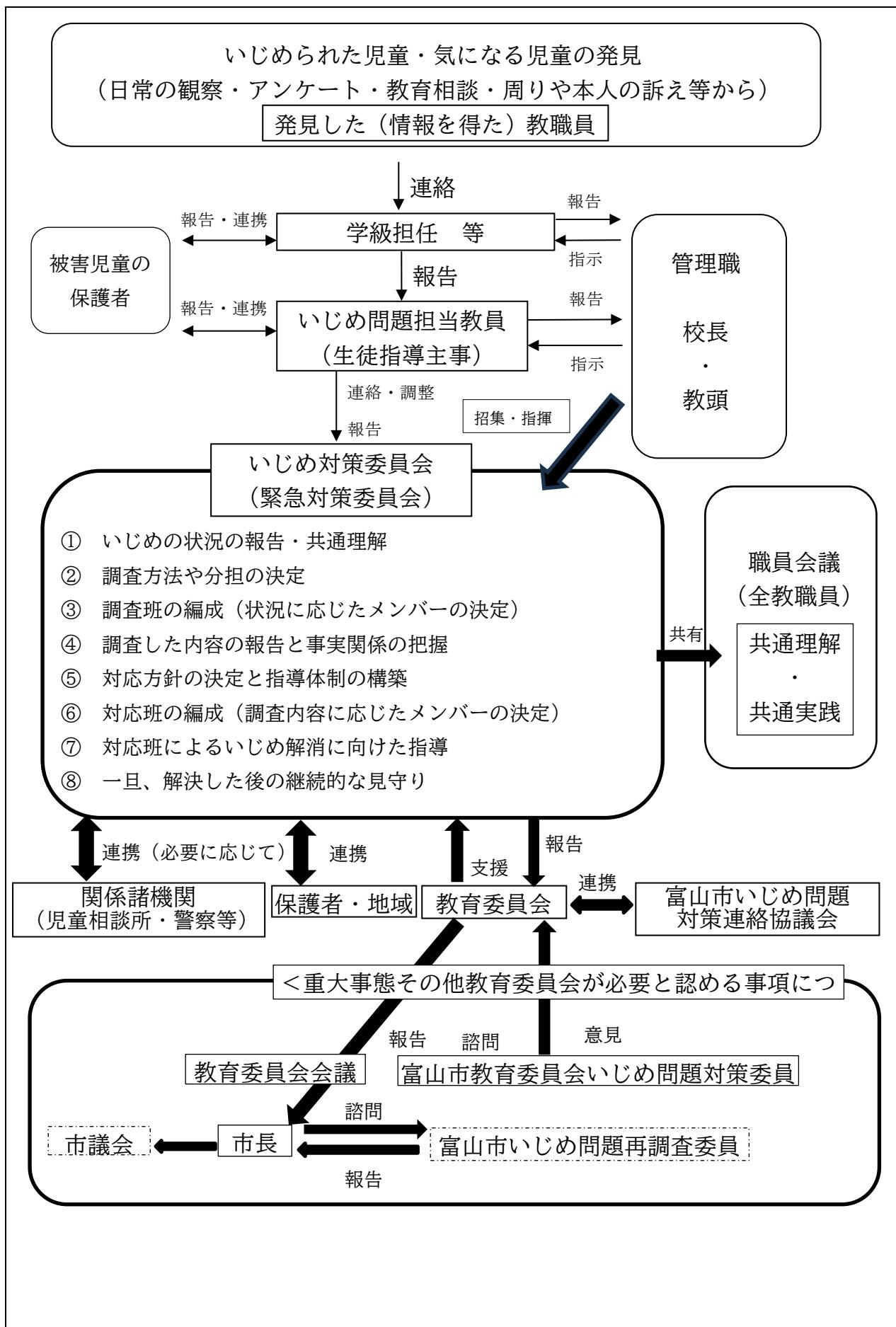


※ 必要に応じて、保育所や中学校との情報交換を行う。

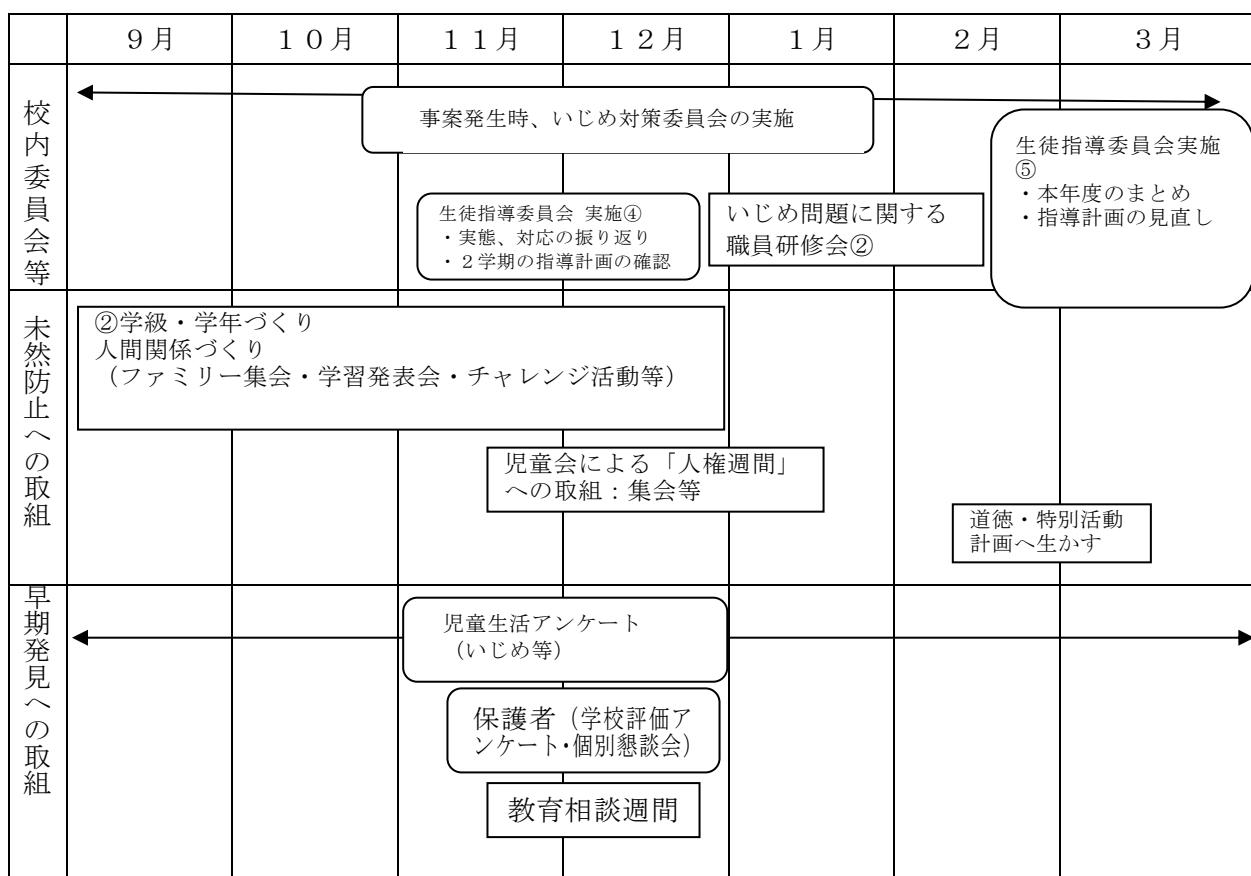
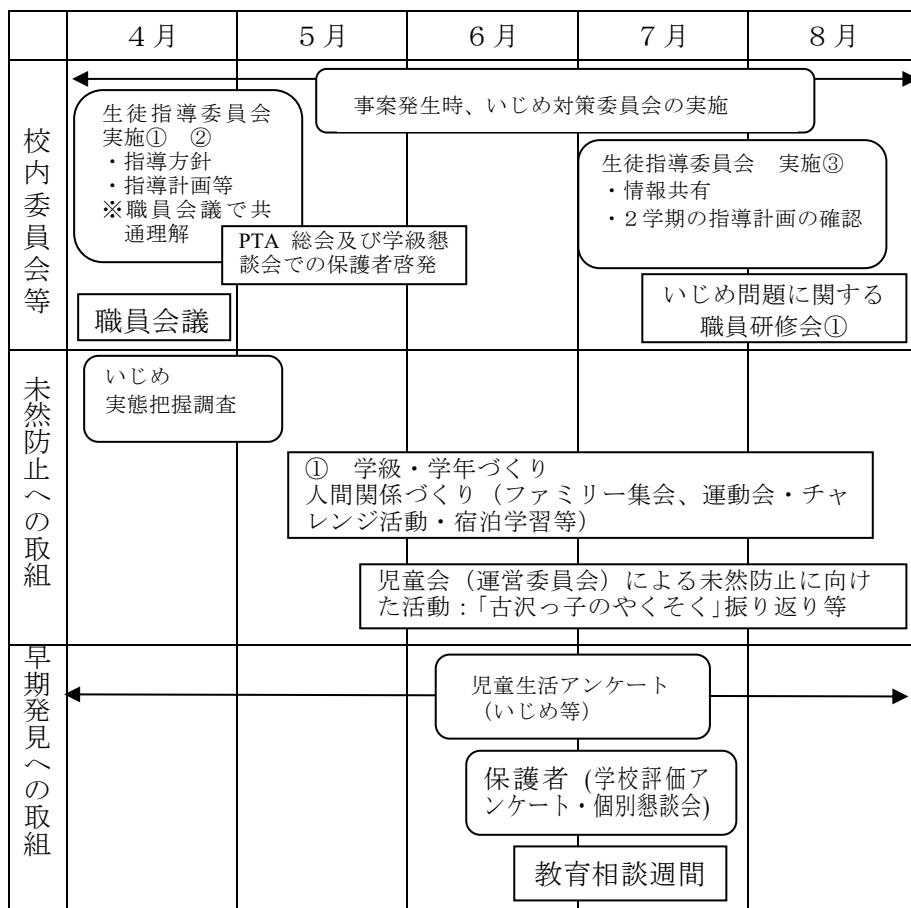
【表1 いじめ対策委員会】

役 職	氏 名	分担1	分担2	備 考
校長	沢瀬 美由紀	総 括		
教頭	高岡 佳苗		対応班	
生徒指導主事	小栗 拓	調査班	対応班	
教務主任	加藤 広大	調査班	対応班	
スクール カウンセラー	宮崎 光明			
各学年担任	加藤 広大、麻生 有稀 太田 千瑛、小栗 拓、 北村 早苗、戸田 元子	調査班	対応班	
養護教諭	畠山 明美	調査班	対応班	
担任等関係職員	堀 亜希子		対応班	

【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】



4 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
 - 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - 転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合 等
 - ② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（年間30日以上の欠席を目安とする。）
 - ・一定期間連續して欠席しているような場合
 - ・いじめによるものである疑いが生じているとき・
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」

※これらがいじめによるものである疑いが生じているとき

(2) 重大事態の対応についての留意事項

- ・速やかに富山市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たります。
- ・児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。
- ・学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配付や緊急保護者会の開催を検討します。
- ・事案によっては、報道機関からの取材も考えられるので、対応の窓口を明確にして適切な対応に努めます。

※ 参照 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」
(令和6年8月改訂 文部科学省)